

象扶養親族等になつていない方

※支払報告書…給与や年金等の支払者が前年中の支払金額等を、支払いを受けた方が居住する市町村に報告する書類

持 参 す る も の

- ・印かん
- ・事業所得(営業・農業等)の方は、収支内訳明細書など収入・支出のわかる書類
- ・給与所得者や年金受給者は源泉徴収票
- ・所得控除に必要な書類(医療費、社会保険料、生命保険料、地震保険料などの領収書または証明書)

※社会保険料のうち「国民年金等」は、日本年金機構及び各年金基金発行の控除証明書の添付が必要です。

※還付申告される方は、申告者本人名義の預貯金口座のわかるものをご持参ください。

申告をしなかったら…

税の申告は、国民健康保

険税や介護保険料の算定資料や、福祉、医療・教育資金などの給付や保育料などの判定基準にもなっています。期限までに申告しなかった場合、国民健康保険や介護保険料が正しく算定されなかったり、各種申請、手続きに必要な所得証明書等が発行できなくなりますので、期限内に必ず申告してください。

主 な 改 正 事 項

◎復興特別所得税

平成25年から49年まで、東日本大震災からの復興を図る施策に必要な財源の確保のため、所得税の付加税として、所得税とあわせて徴収されます。

税額は、基準所得税(原則として、その年分の所得税額)に2.1%の税率をかけて計算されます。

◎給与所得控除

給与所得控除額は上限が設けられ、その年中の給与

等の収入金額が1,500万円を超える場合は、一律245万円となります。

◎給与所得者の特定支出控除の見直し及び拡大

《見直し》

その年中の特定支出の合計額が、次の金額を超える場合は、その超える部分の金額を給与所得控除額に加算できるようになります。

- ・その年中の給与等の収入金額が1,500万円以下の場合、給与所得控除額の2分の1に相当する金額
- ・その年中の給与等の収入金額が1,500万円を超える場合は、125万円

《拡大》

特定支出に、次の支出が追加されます。

●資格取得費

職務遂行に直接必要な弁護士、公認会計士、税理士などの資格取得費

※支出の事実及びその額を証する書類が必要になります。

●勤務必要経費

・職務と関連のある図書の

- 購入費
- 職場で着用する衣服の衣服費
- 職務に通常必要な交際費

※給与等の支払者より証明が必要になります。(限度額65万円)

消費税及び地方消費税(個人事業者)の確定申告は3月31日(月)まで

平成25年分において「課税事業者」となる方は、次のとおりです。

- ・平成23年分の課税売上高が1千万円を超える事業者
- ・平成23年分の課税売上高が1千万円以下の事業者で、平成24年12月末までに「消費税課税事業者選択届出書」を提出している事業者
- ・前記に該当しない場合で、平成24年1月1日から6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1千万円を超える事業者

※消費税及び地方消費税の確定申告書には、課税期間中の課税売上げの額及び課税仕入れ等の税額に関する付表(明細書)を添付する必要がありますのでご注意ください。

※2月17日(月)から3月17日(月)まで、町の申告相談会場でも消費税確定申告(簡易課税申告のみ)の受付を行います。

◆問い合わせ

東金税務署
☎0475(52)3121
税務課課税班
☎(84)1212